E　国民健康保険実態調査により厚生労働大臣に報告した平成23年9月30日現在の当該団体の国民健康保険一般被保険者数のうち60歳以上75歳未満の者の数

F　次の算式によつて算定した数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$0.20 \leqq (E/e)$ のとき　$\dfrac{(E/e)}{0.20}$

$0.10 \leqq (E/e) < 0.20$ のとき　$\dfrac{(E/e) - 0.10}{0.10}$

$(E/e) < 0.10$ のとき　0

算式の符号

E　前記Eに同じ。

e　一般被保険者数

第九条第一項の表市町村の項第九号30及び31中「平成二十一年」を「平成二十二年」に改め、同項第十号1中「2.862」を「2.863」に、「6,017」を「7,832」に、「50,480」を「57,866」に、「63,912」を「73,262」に、「100,664」を「115,381」に改め、同号2中「養護老人ホームに入所措置されている者」を「養護老人ホームに入所措置されている者として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第三十三　養護老人ホームの措置人数」」に改め、同号4中「当該都道府県の区域内の市町村」を「当該市町村」に改め、「の合計数」を削り、同項第十二号1中「0.180」を「0.198」に、「平成21年度」を「平成22年度」に、「平成23年度」を「平成24年度」に改め、同号3中「0.0209」を「0.0283」に、「0.0133」を「0.0180」に、「0.0019」を「0.0026」に改め、同号6を次のように改める。

6　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{90 \times \alpha}{83.800 \times A}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

α　農道延長

第九条第一項の表市町村の項第十二号8を削り、同項第十三号1中「0.076」を「0.078」に改め、同項第十四号1中「30.045」を「29.386」に、「2,780.3」を「2,719.3」に、「358.7」を「350.9」に改め、同号2中「2.23」を「2.28」に改め、同条第五項中「〇・二九二」を「〇・三〇八」に改め、同条第六項中「〇・二七〇」を「〇・二七九」に改め、同条第七項中「〇・〇四三」を「〇・〇四一」に改め、同条第八項中「〇・〇八五」を「〇・〇八二」に改め、同条第十項中「〇・〇五三七」を「〇・〇五四六」に改め、同条第十一項中「三・九一八」を「四・三一六」に、「〇・一九二」を「〇・一七五」に、「一・三六七」を「一・五〇五」に、「〇・〇六四」を「〇・〇五六」に改め、同条第十二項中「三・九一七」を「四・三一五」に、「〇・一八七」を「〇・一七一」に、「一・三六六」を「一・五〇五」に、「〇・〇八三」を「〇・〇七五」に改め、同条第十三項及び第十四項を次のように改める。

13　都道府県の「社会福祉費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・一二九（指定都市、児童相談所設置中核市及びその他の中核市を包括する都道府県にあつては、指定都市、児童相談所設置中核市及びその他の中核市の区域以外の区域に係る人口を当該都道府県の人口で除して得た数に〇・一二九を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。））を控除した数、当該測定単位に係る算式イ⑴に係る密度補正の密度から〇・〇二〇を控除した数、算式イ⑵に係る密度補正の密度から〇・〇〇六を控除した数、算式イ⑶に係る密度補正の密度から〇・〇〇三を控除した数、算式イ⑷に係る密度補正の密度から〇・〇〇九を控除した数、算式イ⑸に係る密度補正の密度から〇・〇三五を控除した数、算式イ⑹に係る密度補正の密度から〇・〇三六を控除した数、算式イ⑺に係る密度補正の密度から〇・一三五を控除した数、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正の密度から〇・〇一六を控除した数、当該測定単位に係る算式エ⑴に係る密度補正の密度から〇・〇四一を控除した数、算式エ⑵に係る密度補正の密度から〇・一二六を控除した数及び算式エ⑶に係る密度補正の密度から〇・〇三八を控除した数を合算した率に一を加えた率とする。

14　市町村の「社会福祉費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・五九四を控除した数に指定都市、児童相談所設置中核市及びその他の中核市にあつては〇・三〇六を、その他の市町村にあつては〇・二九九を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正の密度から一・一五〇を控除した数に指定都市、児童相談所設置中核市及びその他の中核市にあつては〇・一五九、その他の市町村にあつては〇・〇八四を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式ウ⑴に係る密度補正の密度から〇・〇一二を控除した数、算式ウ⑵に係る密度補正の密度から〇・〇〇二を控除した数、算式ウ⑶に係る密度補正の密度から〇・〇〇二を控除した数、算式ウ⑷に係る密度補正の密度から〇・〇〇六を控除した数、算式ウ⑸に係る密度補正の密度から〇・〇二二を控除した数、算式ウ⑹に係る密度補正の密度から〇・〇二二を控除した数、算式ウ⑺に係る密度補正の密度から〇・〇八三を控除した数、当該測定単位に係る算式エに係る密度補正の密度から〇・〇七八を控除した数、当該測定単位に係る算式オ⑴に係る密度補正の密度から〇・一三二を控除した数に〇・一九一を乗じて得た数、算式オ⑵に係る密度補正の密度から〇・三四四を控除した数に〇・二二四を乗じて得た数及び算式オ⑶に係る密度補正の密度から〇・〇四六を控除した数に〇・五〇〇を乗じて得た数を合算した率に一を加えた率とする。

第九条第十五項中「〇・〇六一」を「〇・〇五〇」に、「〇・一七九」を「〇・一七二」に、「〇・〇一五」を「〇・〇一三」に、「〇・三二七」を「〇・三六七」に改め、同条第十六項中「〇・〇〇六八」を「〇・〇〇六九」に、「〇・一一四」を「〇・一一八」に、「〇・〇一三〇」に、「〇・一五一」を「〇・一五五」に改め、同条第十七項中「〇・八五七」を「〇・八六四」に改め、同条第十八項中「〇・〇二〇」を「〇・〇一七」に、「三・二五〇」を「三・七〇一」に、「〇・五七一」を「〇・五八〇」に改め、同条第十九項中「〇・〇五一五」を「〇・〇一八五」に、「〇・〇一二一」に改め、同条第二十項中「〇・〇三一五」を「〇・〇三一四」に改め、同条第二十一項中「〇・一八四」を「〇・一七六」に改める。

第十条第三項を削り、同条中第四項を第三項とし、同条第五項中「及びその他の市町村」を「並びに指定都市、児童相談所設置中核市及びその他の中核市以外の市町村」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、同条第九項中「一・三九八」を「一・三九二」に、「六・七一五」を「六・七三六七」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「〇・七六一」を「〇・七七三」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「平成二十二年」を「平成二十三年」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第十一項」を「第九項」に、「平成二十二年」を「平成二十三年」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第十一項」を「第九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第二十二項まで」を「第十九項まで」に、「ただし、当該合算した率」を「ただし、次項から第十九項までの規定による率又は当該合算した率」に、「〇・八五七」を「〇・八六〇」に改め、同項を同条第十三項とし、同条中第十五項を第十四項とし、第十六項から第十九項までを一項ずつ繰り上げ、同条第二十項中「0.8」を「0.6」に、「2.23」を「2.28」に、「20」を「32」に、「改正前の省令」を「平成22年普通交付税省令」に改め、同項を同条第十九項とする。